

# はつかいち見守り安心ネットワーク事前登録票

シールNo. (事務局記入)	
-------------------	--

(  新規  変更  終了 ) 申請日：令和 年 月 日

1 対象者	基本情報	ふりがな前名		性別	<input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 男性	
		電話番号				
		生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日 ( 歳)			
	住所	〒 _____ 廿日市市 町内会: _____				
	主な特徴	体格	身長：約 _____ cm 体重：約 _____ kg <input type="checkbox"/> 肥満 <input type="checkbox"/> 筋骨 <input type="checkbox"/> 中肉 <input type="checkbox"/> やせ <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )	その他の特徴	例：メガネ・くせ・姿勢など	
		頭髪	色: _____ <input type="checkbox"/> 長髪 <input type="checkbox"/> 短髪 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )	既往歴		
	本人の状況	名前を	<input type="checkbox"/> 言える <input type="checkbox"/> 言えない	保護時の注意事項	例：左耳に話しかけてほしいなど	
		住所を	<input type="checkbox"/> 言える <input type="checkbox"/> 言えない			
		行方不明歴	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	よく行く場所		
	関係機関	対象者の区分	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障がい者 ※1	介護保険認定等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	居宅介護支援事業所： 担当ケアマネジャー：
見守りシール※2	利用希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	呼びかけ方	<input type="checkbox"/> おばあさん <input type="checkbox"/> おじいさん <input type="checkbox"/> お母さん <input type="checkbox"/> お父さん <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )		
	見守りシールとは？	シールの二次元コードが読み取られると、家族に連絡が入り、早期発見につながります。 ←(詳しくはこちら)		※ 見守りシールの利用にはニックネームが必要です。返事をしてもらえる愛称を設定してください。 ※ 個人情報保護のため、本名が特定できるようなニックネームは設定できません。		
その他						
2 緊急連絡先 ※3	第1連絡先	ふりがな前名		自宅： 携帯：	続柄	
		住所	〒 _____	メール： アドレス：		
	第2連絡先	ふりがな前名		自宅： 携帯：	続柄	
		住所	〒 _____	メール： アドレス：		



←こちらの「二次元コード」または「URL」からも申し込みできます。

<https://req.qubo.jp/hatsupy/form/v01NUBkY>

※1 対象者の区分が「障がい者」の場合「介護保険認定等」は「障害福祉サービスの利用」と、「居宅介護支援事業所」は「相談支援事業所等」と、「担当ケアマネジャー」は「相談支援専門員または担当施設職員等」と読み替えてください。

※2 「見守りシール」の利用を希望する場合は、太枠「」の箇所は必ずご記入ください。

※3 迎えに来ることができる人をご記入ください。

# 同意書

廿日市市社会福祉協議会会長 様

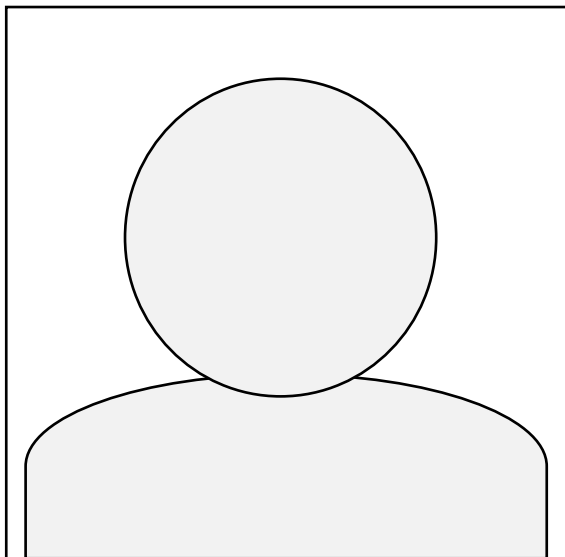
はつかいち見守り安心ネットワーク事前登録制度を申請するにあたり、以下の事項について同意します。

## 【申請・情報提供について】

1	廿日市市社会福祉協議会が、申請情報を確認するため、申請者、対象者及び関係者に連絡をとる場合があります。
2	廿日市市社会福祉協議会が、本事業の円滑な運用のため、警察署・民生委員・児童委員協議会、その他関係機関に情報提供する場合があります。
3	申請内容に変更が生じた場合や本事業の利用を必要としなくなった場合は、速やかに廿日市市社会福祉協議会で、変更・終了の手続きを行ってください。
4	行方不明となった場合は、市(防災無線、メール配信サービス)・FMはつかいち・見守りネットワークに情報提供を行い、行方不明者に関する、防災無線放送、メール配信、ラジオ放送、FAX送信を行うことができます。

## 【行方不明発生時について】

1	行方不明になった際には、警察署へ行方不明届を提出してください。
2	「防災無線」は、日暮れ以降は放送ができませんので、ご注意ください。
3	行方不明になった人が保護された場合は、速やかに警察に連絡してください。



- ※ 最近撮影した写真を添付してください。
- ※ 顔がわかりやすいものをお選びください。
- ※ 背景の明るいものをお選びください。

申請者

令和 年 月 日

〒

住所

氏名

以下：事務局記入

受付日：令和 年 月 日

受付機関： \_\_\_\_\_

課長・所長	課長補佐	GL・副所長	係員	担当